

事案決裁規則 別表 改正箇所一覧(案)

※赤字の通り改正

決裁フロー																提案者	起案者
No	分類	項目	決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	副事務総長	部長	副部長	グループ長	備考	※各会議への付議責任者	※付議における実務者
21	財務	定期預金・国債およびそれらに準ずる資産の管理	会長				●	●		●	●				・本項目は国債などの投機性の低いものに限る。対象には基本財産も含む。 ・中途解約しても元本が契約上確保されている定期預金（円貨）については、本項目の対象資産としない。	部長	部員
22	組織	評議員の選任および解任に関する事項	評議員会	●	●	×									・本項目の決裁は定款に基づくものとする。	（定款に基づく）	（定款に基づく）
24	組織	理事および監事の選任・解任その他に関わる事項	評議員会	●	●	×									・本項目の決裁は定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	（定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）	（定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）
25	組織	会長・副会長・専務理事・常務理事の選定および解職	理事会		●	×									・本項目の決裁は定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	（定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）	（定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）
26	組織	名誉役員の選任	理事会		●	×									・本項目の決裁は定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	（定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）	（定款・役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）
27	組織	司法機関委員長・委員の選任および解任	評議員会	●	●	×									・本項目の決裁は定款に基づくものとする。	（定款に基づく）	（定款に基づく）
28	組織	各種委員長の選任および解任	理事会		●	×									・本項目の決裁は役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	（役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）	（役員の選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく）
29	組織	各種委員の選任および解任	理事会		●	×			●							事務総長	委員長
34	組織	事務総長・副事務総長の選任および解任	理事会		●	×										会長	部長
56	組織	事務総長および副事務総長の評価の決定	会長				●									専務理事	専務理事
62	組織	日本サッカー殿堂掲額者の承認	理事会		●	×									・本項目の決裁は日本サッカー殿堂運営規則に基づくものとする。	（日本サッカー殿堂運営規則に基づく）	（日本サッカー殿堂運営規則に基づく）
63	組織	表彰者の決定	理事会		●	×									・本項目の決裁は表彰規則に基づくものとする。	（表彰規則に基づく）	（表彰規則に基づく）
73	法務	JFAが当事者となる裁判にかかる実行・遂行	担当部長（法務関連）				▽	▽		▽	▽	●	●	●		部員	部員
75	法務	JFAの司法機関・紛争解決の手続きにかかる決定	担当部長（法務関連）				▽	▽		▽	▽	●	●	●		部員	部員
79	選手・指導者・審判員等	日本代表チーム（日本代表・五輪代表・日本女子代表・フットサル日本代表・ビーチサッカー日本代表）監督の選任および契約解除	理事会		●	×			●						・技術関連を所管する委員会の承認を伴う。	委員長	委員
80	選手・指導者・審判員等	世代別のFIFAワールドカップを目指す日本代表チーム（男女U-15～U-20）監督の選任および契約解除	理事会		●	×			●						・技術関連を所管する委員会の承認を伴う。	委員長	委員
85	選手・指導者・審判員等	公認指導者ライセンスの認定（Pro）	委員長（技術関連）	▽					●							委員	委員
86	選手・指導者・審判員等	公認指導者ライセンスの認定（Pro以外）	委員長（技術関連）						●							委員	委員
90	選手・指導者・審判員等	S級～I級審判インストラクターの認定、フットサルI級審判インストラクターの認定	委員長（審判関連）				▽	▽	●							委員	委員
97	国内事業	官公庁・自治体・日本スポーツ協会・日本オリンピック委員会・日本スポーツ振興センター等の外部団体等への各種依頼・申請等または受領した依頼の承認（後援・協賛含む）	事務総長				▽	▽		●	●				・依頼（後援・協賛含む）について、組織運営に大きな影響を及ぼす内容の場合、理事会または政策会議にて決裁を行う。	部長	部員
99	国内事業	JFA施設整備助成金の交付要綱項の決定	理事会		●	●										事務総長	部長
100	国内事業	JFA施設整備助成金の交付額の決定	事務総長		▽	▽				●	●				・理事会及び政策会議の報告においては、当該年度に実施に則って「確定した交付額」の合計を報告するものとする。 ※施設整備助成においては、施工等に鑑みて最終的に交付した金額	部長	部員
102	国内事業	都道府県協会・地域協会・各種連盟・関連団体への支援金・補助金・交付金等の算出基準・上限額の決定	理事会		●	●										事務総長	部長
103	国内事業	都道府県協会・地域協会・各種連盟・関連団体への支援金・補助金・交付金等の金額の決定	事務総長		▽	▽				●	●				・理事会及び政策会議の報告においては、当該年度に実施に則って「確定した交付額」の合計を報告するものとする。 ※補助金においては、提出された報告内容に鑑みて最終的に交付した金額	部長	部員
104	国内事業	都道府県協会・地域協会・各種連盟・関連団体への支援金・補助金・交付金等の使途報告書の承認	担当部長 —(4JFA・9地域FA・連盟関連)—									●	●	●		部員	部員
新規	国際事業	国際大会の招致に関する関心意思表明	会長				●	●	●	●	●					部長	部員
116	国際事業	国際親善試合対戦国の選定	会長				●	●	●	●	●				・技術関連を所管する委員会の委員長の事前確認を必須とする。	部長	部員
125	国際事業	各国協会からの研修・視察受け入れ	事務総長				▽	▽		●	●					部長	部員
130	通常業務	出張申請・報告の承認（部長未満）	所属部長							(▽)	(▽)	●	●	●	・当該部員が所属する部門の部長が決裁。ただし、当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。 ・旅費細則に則り、海外出張については事務総長に報告を行う。	当該者	当該者

表彰規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備考
表彰規則 （目的） 第１条 この規則は、定款第５０条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。 （表彰） 第２条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。 （対象者） 第３条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。 （１）本協会の役員及び名誉役員 （２）都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会並びにその役員 （３）各種連盟の役員 （４）加盟チーム及びその役員 （５）選手 （６）指導者 （７）審判員及び審判指導者（以下「審判員等」という。） （６）その他本協会の運営に多大な貢献をした者 （表彰事由） 第４条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。 （１）役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき （２）選手の指導、育成に顕著な貢献したとき	表彰規則 （目的） 第１条 この規則は、定款第５０条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。 （表彰） 第２条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。 （対象者） 第３条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。 （１）本協会の役員及び名誉役員 （２）都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会並びにその役員 （３）各種連盟の役員 （４）加盟チーム及びその役員 （５）選手 （６）指導者 （７）審判員及び審判指導者（以下「審判員等」という。） （６）その他本協会の運営に多大な貢献をした者 （表彰事由） 第４条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。 （１）役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき （２）選手の指導、育成に顕著な貢献したとき	

(3) 審判員等として永年にわたり、競技運営に貢献したとき (4) その他前各号に準ずる行為があったとき (表彰の方法) 第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。 (表彰者の決定) 第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。 ただし、別表に定める者については、表彰委員会がその内容を確認した上で決定し、理事会に報告するものとする。 (表彰の時期) 第7条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。 (改正) 第8条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。 (施行) 第9条 本規則は、2017年4月13日から施行する。 <u>[改正]</u> 2023年2月9日 別表 ①サッカー1級・サッカー女子1級・フットサル1級審判員勇退者で審判委員会から推薦があった者 ②サッカー・フットサル1級審判インストラクター勇退者で審判委員会から推薦があった者	(3) 審判員等として永年にわたり、競技運営に貢献したとき (4) その他前各号に準ずる行為があったとき (表彰の方法) 第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。 (表彰者の決定) 第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。 ただし、別表に定める者については、<u>殿堂</u>・表彰委員会がその内容を確認した上で決定し、理事会に報告するものとする。 (表彰の時期) 第7条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。 (改正) 第8条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。 (施行) 第9条 本規則は、2017年4月13日から施行する。 <u>[改正]</u> 2023年2月9日 <u>2025年11月20日</u> 別表 ①サッカー1級・サッカー女子1級・フットサル1級審判員勇退者で審判委員会から推薦があった者 ②サッカー・フットサル1級審判インストラクター勇退者で審判委員会から推薦があった者
---	---

③ 2012年度第8回理事会にて承認された表彰に関する内規（『審判員および審判指導者の表彰について』<u>2021年度第13回理事会改定</u>）に定める表彰者で審判委員会から推薦があった者 ④ 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会長・副会長・専務理事退任者で当該サッカー協会から推薦があった者 ⑤ 地域サッカー協会の理事を20年以上務めた退任者で当該サッカー協会から推薦があった者 ⑥ 一般財団法人日本サッカー後援会（以下「後援会」という。）の40年継続会員及び30年継続会員で後援会から推薦があった者	③ 2012年度第8回理事会にて承認された表彰に関する内規（『審判員および審判指導者の表彰について』）に定める表彰者で審判委員会から推薦があった者 ④ 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会長・副会長・専務理事退任者で当該サッカー協会から推薦があった者 ⑤ 地域サッカー協会の理事を20年以上務めた退任者で当該サッカー協会から推薦があった者 ⑥ 一般財団法人日本サッカー後援会（以下「後援会」という。）の40年継続会員及び30年継続会員で後援会から推薦があった者
--	--